

## 公告第 110 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 8 年 5 月 25 日

郡山市長 椎根 健雄

### 第 1 業務概要

- 1 業務名 郡山市戸籍総合システム再構築及び保守業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 14 年 12 月 31 日まで（ただし、稼働開始の予定日は令和 10 年 1 月 1 日とする。）
- 4 提案上限金額 ￥284,164,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終了又は再生手続終了の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合の構成員にあつては、加盟する協同組合が本入札に参加していないこと。
- 6 令和 3 年度から令和 7 年度までの期間において、標準準拠システム（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に定める地方公共団体情報システムをいう。）の導入に係る契約を地方公共団体から受注した実績がある者であること。

### 第 3 郡山市戸籍総合システム再構築及び保守業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイト> 入札・契約ポータルサイト > 入札情報 > その他の業務【入札関係】

<https://www.city.koriyama.lg.jp//site/keiyakuportal/180979.html>

### 第 4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市市民部市民課 戸籍係

電話 024-924-2131 ファクシミリ 024-924-2971

メールアドレス [shiminka@city.koriyama.lg.jp](mailto:shiminka@city.koriyama.lg.jp)

## 第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

### 1 提出期限

- (1) 参加申込書 令和8年6月11日(木) 17時まで
- (2) 企画提案書 令和8年6月26日(金) 17時まで

### 2 提出場所 郡山市役所西庁舎1階 郡山市市民部市民課

- ### 3 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分までの受付とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに到着したものを有効とする。また、提出書類の電子データを保存したCDも併せて提出すること。

## 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- ### 1 郡山市戸籍総合システム再構築及び保守業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱(令和8年5月18日制定)に基づき設置する委員会(以下「選定委員会」という。)において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

- ### 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

## 第8 契約条件

- ### 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- ### 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

- ### 3 契約保証金については、免除とする。

- ### 4 契約書の作成を要する。

- ### 5 支払いについては、構築及び保守業務の出来高に応じ協議して定める。

## 第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領による。